特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	平内町　固定資産税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	固定資産税事務とは地方税法等の法律に従い、賦課期日である1月1日現在に町に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し課税され、所有者が納める固定資産税の課税事務（以下を参照）のことを指す。 【課税台帳の整備事務】 固定資産の状況は、売買や地目の変更、住宅の新築・取り壊しなどにより日々変動するため、以下の事務を行うことで異動内容を正しく把握し、翌年度の課税に向けて課税台帳を整備する。 ①土地（補充）課税台帳の整備 　異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知等による土地の異動を把握する。 　実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。 ②家屋（補充）課税台帳の整備 　異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知等による家屋の異動を把握する。 　実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。 ③償却資産課税台帳の整備 　償却資産申告書の発送・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されている者と新たに償却資産を所有したものから、閉鎖事業所や死亡者を除いた者に対して申告依頼の書類を送付する。 　償却資産申告書の受付・・・上記送付した申告書が1月末までに返却され、返却された申告書の内容を確認する。 　実地調査・・・実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。 ④納税義務者の変更 　固定資産の所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。 【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められているため、それまでに固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額を計算する。 ①評価額の算出 【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】 固定資産の価格を決定した後、3月31日までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税義務者の閲覧に供する。 ①縦覧帳簿の作成 ②名寄帳の作成 【当初賦課事務】 固定資産の決定価格をもとに固定資産税の税額を計算し、納税義務者へ納税通知書を交付する。 ①税額の計算 　固定資産の価格を決定した後、固定資産税の税額を計算する。 ②納税通知書の交付 　固定資産税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を交付する。 【賦課更正事務】 当初賦課後に固定資産税の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 ①更正決定通知 　更正を行った後に納税義務者宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。 ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。 【評価替事務】 原則として3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や基準となる価格の評定により、土地と家屋の価格を見直す。 ①路線価の修正 　土地の評価替時の路線価情報の登録を行う。 ②新基準年度用データの登録 　家屋の上昇率や、経年減点補正率などのデータの登録を行う。 【窓口事務】 住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、固定資産税業務では特定個人情報を以下のように取り扱う。 Ⅰ．個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。（既存の住記連携にて取得） ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③償却資産申告書に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。

	Ⅱ．個人番号の利用 ①本人確認（真正性確認） 本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号から本人を特定する手段として個人番号を利用する。 ②個人番号による個人の特定（個人番号による宛名付設） 【課税資料受付事務】において、課税資料（給与支払報告書など）に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③帳票への印字 各事務にて使用する各種帳票に個人番号を出力する。 Ⅲ．特定個人情報の提供・照会 ①情報提供ネットワークシステムを介して業務に必要な情報（生活保護受給情報など）を取得する。
③システムの名称	宛名システム、固定資産税システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、eLTAX審査システム

2．特定個人情報ファイル名

（1）宛名特定個人情報ファイル
（2）固定資産税特定個人情報ファイル

3．個人番号の利用

法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項　別表の24の項 2．番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 1．番号法　第19条第8号　別表の24の項 2．番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表48の項	

5．評価実施機関における担当部署

①部署	平内町　税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町　総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　　TEL017－755－2115
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	平内町情報セキュリティ基本方針及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ－5－②の所属長	税務課長　細川　信利	税務課長　倉内　仁	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1の時点（日付）	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2の時点（日付）	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－5－②の所属長	税務課長　倉内　仁	税務課長　藤田　一浩	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－7の請求先	平内町　企画政策課	平内町　総務課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ－8の連絡先	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2111	〒039－3393　青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63　TEL017－755－2115	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－1の時点（日付）	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ－2の時点（日付）	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－1の時点（日付）	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2の時点（日付）	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更				
令和2年11月13日	Ⅰ－1－② 【課税台帳の整備事務】	【課税台帳の整備事務】 ①土地課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知による土地の移動を把握する。 実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。 ②家屋課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知による家屋の異動を把握する。 実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。 ④納税義務者の変更 固定資産の所有者が死亡している場合は、現実に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。	【課税台帳の整備事務】 ①土地（補充）課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知等による土地の異動を把握する。 実地調査・・・土地の現況と利用目的を調査する。 ②家屋（補充）課税台帳の整備 異動の把握・・・登記所（法務局）からの通知等による家屋の異動を把握する。 実地調査・・・家屋の現況と利用目的を調査する。 ④納税義務者の変更 固定資産の所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－1－② 【価格の決定事務】	【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められている。そのため3月中旬頃から固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額を計算する。	【価格の決定事務】 地方税法では、3月31日までに固定資産の価格を決定することと定められているため、それまでに固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額を計算する。	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－1－② 【縦覧帳簿・名寄帳の作成・公開事務】	固定資産の価格を決定した後、3月末までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税者へ公開する。	固定資産の価格を決定した後、3月31日までに縦覧帳簿と名寄帳を作成し、納税義務者の閲覧に供する。	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－1－② 【当初賦課事務】	固定資産の決定価格をもとに固定資産税の税額を計算し、納税義務者へ送付する納税通知書を作成・発送する。 ①税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税の税額を計算する。 ②納税通知書の作成・発送 固定資産税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成し、発送する。	固定資産の決定価格をもとに固定資産税の税額を計算し、納税義務者へ納税通知書を交付する。 ①税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税の税額を計算する。 ②納税通知書の交付 固定資産税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を交付する。	事後	
令和2年11月13日	Ⅰ－1－② 【賦課更正事務】	当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 ①更正決定通知	当初賦課後に固定資産税の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 ①更正決定通知	事後	
令和2年11月13日	Ⅱ－1の時点（日付）	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年11月13日	Ⅱ－2の時点（日付）	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和7年1月9日	新様式へ変更			事後	
令和7年1月9日	Ⅰ－3－法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 第1項：番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 項番　16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 以上の法令上の根拠より、税務事務である収納業務において個人番号を利用する。	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。） 第9条第1項　別表の24の項 2．番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	（情報照会の根拠） 1．番号法　第19条第8号　別表の24の項 2．番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表48の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－1－時点（日付）	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ－2－時点（日付）	令和2年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ－8	なし	新様式による新規項目	事後	
令和7年1月9日	Ⅳ－11	なし	新様式による新規項目	事後	